

東部知多衛生組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

東部知多衛生組合管理者 岡 村 秀 人

東部知多衛生組合規則第 6 号

東部知多衛生組合契約規則の一部を改正する規則

東部知多衛生組合契約規則（昭和49年東部知多衛生組合規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の 7</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の 6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。